

猪名川上流広域ごみ処理施設組合特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則

平成24年3月30日 規則第39号

(目的)

第1条 この規則は、猪名川上流広域ごみ処理施設組合特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例(平成24年猪名川上流広域ごみ処理施設組合
条例第38号。以下「条例」という。)の規定に基づき、報酬実施の細目に関し
定めることを目的とする。

(その他の嘱託員の報酬の額)

第2条 条例別表に規定するその他の嘱託員(以下「嘱託員」という。)の報酬の
額は、別表第1のとおりとする。

(経験加算報酬)

第3条 条例別表備考第1項に規定する規則で定める者は、別表第1におい
て支給できないとされている者とする。

2 条例別表備考第1項に規定する規則で定める額は、別表第2のとおり
とする。

(報酬の減額)

第4条 条例別表備考第2項に規定する規則で定める時間外代休時間、年
次休暇及び特別休暇は、別表第3に規定する特別休暇等とする。

2 条例別表備考第2項第1号に規定する規則で定める休暇は、別表第3
に規定する無給休暇等とする。

(退職割増報酬)

第5条 条例別表備考第7項に規定する規則で定める者は、別表第1にお
いて支給できないとされている者とする。

2 条例別表備考第7項に規定する規則で定めるところにより算定した
額は、別表第2のとおりとする。

第6条 退職割増報酬の算定の基礎となる勤続期間の計算は、嘱託員とな
った日の属する月から退職した日の属する月までの月数によるものと
する。ただし、嘱託員が年齢60歳に達する日以後の最初の3月31日
の翌日以後に退職した場合においては、当該3月31日の翌日の属する
月から当該退職した日の属する月までの月数は、勤続期間の計算に含め
ないものとする。

2 嘱託員が退職した場合において、その嘱託員が退職の日又はその翌日
に再び嘱託員となった場合は、前項の規定による勤続期間の計算につい
ては、引き続き在職したものとみなす。

3 嘱託員としての期間が既にあり、かつ、既にその期間に対して退職割
増報酬が支給されている場合は、その期間を除算する。

4 育児休業をした期間については、その月数の3分の1に相当する月数
を勤続期間から除算する。

5 前各項の規定により計算した勤続期間に1年未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てる。

6 前各項に定めるもののほか、嘱託員に支給する退職割増報酬については、一般職の職員に支給する退職手当の例による。

(死亡嘱託員の報酬)

第7条 条例により報酬を受けるべき嘱託員が死亡した場合における嘱託員の報酬は、一般職の職員に支給する給与の例による。

(補則)

第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

付 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

別表第1（第2条、第3条、第5条関係）

区 分	報酬の額 (月額)	経験加算報酬	退職割増報酬
	円		
ボイラー・タービン主任技術者	225,750	×	×
施設管理業務員	163,550	○	○

備考

- 1 表中の「○」は支給できることを、「×」は支給できないことを示している。
- 2 経験加算報酬及び退職割増報酬については、この表に加えて、猪名川上流広域ごみ処理施設組合の構成市町を退職した者についても支給しない。

別表第2（第3条、第5条関係）

区 分	経験加算報酬の額（月額）	退職割増報酬の額
	円	円
1年未満	0	0
1年以上2年未満	700	30,000
2年以上3年未満	1,900	60,000
3年以上4年未満	2,400	90,000
4年以上5年未満	2,800	120,000
5年以上6年未満	3,200	160,000
6年以上7年未満	3,600	200,000
7年以上8年未満	4,000	240,000
8年以上9年未満	4,500	280,000
9年以上10年未満	5,000	320,000
10年以上	6,200	370,000

別表第3（第4条関係）

区 分	休暇等の種類
特別休暇等	時間外代休時間
	年次休暇
	結婚休暇
	忌服休暇
	夏季休暇
	子の看護休暇
	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合
	裁判員として裁判所に出頭する場合 公の選挙又は投票において、選挙権又は投票権を行使する場合
無給休暇等	公務傷病等による療養休暇
	私傷病による療養休暇
	産前休暇
	産後休暇
	育児休業
	介護休暇
	その他任命権者が必要と認めた休暇等